パブリック・コメントの結果概要及び意見・回答一覧

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」（以下、「改正省令案」という。）に対するパブリック・コメントを、令和８年４月９日（木）から同年５月８日（金）まで実施した結果、33 名から 43 件（うち有効件数 40 件）の意見が提出された。
その詳細は次のとおりである。

１．意見提出者の内訳

	e-Gov（電子）	郵送	合計
計	33	0	33

２．意見件数
全 43 件（うち有効件数 40 件）

【テーマ別の意見件数】
（1）改正省令案に関する御意見　　計 15 件

（2）その他の御意見　　計 25 件

御意見に対する考え方詳細

１．改正省令案に関する御意見

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
１－１	10	今回の改正案に賛成します。	－
１－２	2	現行制度では、Anolis 属について一部の種を除き未判定外来生物として包括的に扱っていますが、このような属単位の広範な取扱いは、種ごとの生態的特性や被害可能性に即して不断に見直されるべきと考えます。併せて、Anolis 属のような包括的な未判定指定については、今後も種ごとの科学的知見に基づき、過不足なく見直していくべきと考えます。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
１－３	1	カメレオンモドキの仲間はアノールトカゲに近縁とは言え、アノールトカゲとは分類学上別属にされることもあって生態や生活史が全く異なっており、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないと判定されたことは、科学的見地からしても大いに評価できます。 今後も、同科であるとか同属であるとかの分類学上の近縁さだけでなく、その種ごとに科学的エビデンスに基づいて判定されることを望みます。・定着する恐れがないとされる種がちゃんと指定されなかったのは判定という制度が機能していて良いと思う。	フトヒゲカメレオンモドキ及びホソヒゲカメレオンモドキの生態等に関しては、特定外来生物等分類群専門家グループ会合で有識者に議論いただいたとおりと認識しています。頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
１－４	1	もちろん今回の話に出ている生物は日本の寒い冬や暑い夏を越えられると思いません。 世界的にも緯度帯では定着していないので定着する可能性は無いと思います。	フトヒゲカメレオンモドキ及びホソヒゲカメレオンモドキの生態等に関しては、特定外来生物等分類群専門家グループ会合で有識者に議論いただいたとおりと認識しています。
１－５	1	彼らは日中ほとんど動かず、夜になると目を閉じて眠ります。 気温が適合しないと動けません。 カメレオンモドキには生態系に影響を及ぼすほどの繁殖力、活発力はないと考えます。	フトヒゲカメレオンモドキ及びホソヒゲカメレオンモドキの生態等に関しては、特定外来生物等分類群専門家グループ会合で有識者に議論いただいたとおりと認識しています。

２．その他の御意見

番号 (提出順)	意見数	御意見の概要	御意見に対する考え方
２－１	15	・特定外来生物、未判定外来生物共に一度、指定種の見直しを行い再編すべき。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

		我が国の生態系へ与える影響のみならず該当生物が我が国でどのように利用されているかも踏まえた再指定を要望する。 条件付き特定外来生物に再編する生物も増やすべき。 ・未判定外来生物の枠組みを撤廃し、該当生物を規制なし、特定外来生物、条件付き特定外来生物の３つに再編すべき。	
２－２	9	・日本に定着できなさそうな種類を削除して欲しい。 魚類のトロピカルガーやキューバンガー、ナイルパーチは日本に定着するのは南西諸島以南でも難しいと考えられるため検証をすべき。 ・科単位で特定外来生物で規制されているザリガニ及びガーは日本国内で定着出来なさそうな種を精査し、規制解除すべき。	第６回　特定外来生物等分類群専門家グループ会合（魚類）にて、ナイルパーチについては、「国内で定着の可能性が高いのは琉球列島と考えられる。」、ガー科については、「野外での越冬も可能で、定着可能と考えられる。」と判定されていることを踏まえ、特定外来生物に指定されています。 また、外来ザリガニ類については、第６回　特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）にて、属単位での生態系等の被害のおそれについての評価が行われた003r_shiryou.pdfことを踏まえ、特定外来生物に指定されています。
２－３	1	今回の未判定外来生物に係る省令改正自体については、特段の意見はありません。 一方で、未判定外来生物制度の運用全体、とりわけ未判定外来生物の評価が公費（税金）によって実施されている仕組みについては、制度の在り方を見直す必要があると考えます。 未判定外来生物の多くは、輸入者の私的利用（愛玩・鑑賞、展示・販売等商業利用）を前提として輸入が検討されるものであり、医学研究や公衆衛生対策等のように高い公益性が明確に認められるケースは限定的です。そのような私的輸入希望を前提としたリスク評価を、一律に公費で実施することは、費用負担の公平性の観点から疑問があります。 本来、生態系等に被害を及ぼすおそれがないことを示す責任は、当該生物の輸入を希望する者が負うべきであり、輸入者が主体的に科学的根拠を提示する仕組み、又は未判定外来生物の評価に要する費用について申請者が一定程度を負担する仕組み（受益者負担の考え方）を制度として検討すべきと考えます。	頂いた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

		限られた公的資源は、侵略的外来種による既存被害への対応や防除、公益性・緊急性の高い外来種対策に優先的に用いられるべきであり、私的輸入を前提とした評価への公費支出については、釈然としません。 以上を踏まえ、未判定外来生物制度全体について、費用負担の在り方及びリスク立証責任の所在を明確化する方向で、今後制度の見直しが行われることを求めます。 理由（根拠） EU では、「侵略的外来種に関する規則（Regulation （EU） No 1143 スラッシュ 2014)」に基づき、侵略的外来種の指定は科学的なリスク評価（第 5 条）を前提として行われており、また同規則第 21 条では、外来種対策に要する費用について、原因者等からの費用回収（cost recovery）を可能とする考え方が明示されています。 またオーストラリアでは、Biosecurity Act 2015 において、輸入等の私的行為に伴うバイオセキュリティ関連業務について費用を課し回収する制度が、明確に規定されています。同法 Chapter 11 Part 3（Fees, charges and cost recovery） において、本法に基づく活動に関して fees や cost recovery charges を課し、これらを回収することを明示しています。これは、輸入という私的行為に伴う審査・評価・管理に要するコストについて、その全部又は一部を当該行為の主体等から回収するという考え方が、制度上あらかじめ組み込まれていることを示すものです。 さらに、日本国内においても、医薬品や医療機器の製造販売承認（薬機法)、農薬登録（農薬取締法)、食品輸入時の審査・検査（食品衛生法）等の制度では、事業者が安全性に関する資料を提出することや、申請・審査・検査に係る費用を負担することが原則とされています。 これらの国内外の制度例を踏まえれば、外来生物の導入可否を判断するための評価について、輸入希望者側に一定の説明責任や費用負担を求める仕組みは、国際的にも国内的にも合理性を有すると考えるからです。	